医療費控除は 領収書が 提出不要 となりました

裏面の明細書を作成して提出すればOK!!

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、**領収書の提出の代わりに**

“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書（裏面）の記載例

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療

2/18	■■病院	診療	6,000円	①
5/28	■■病院	診療	3,400円	①
	▲▲薬局	医薬品	700円	②

国税花子さんが受けた医療

9/13	○○診療所	診療	3,300円	③
		医薬品	1,100円	

・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載します。

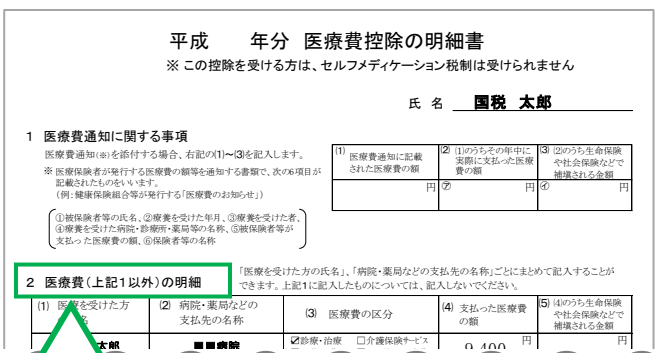

平成　　年分　医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名　国税　太郎

1　医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	⑦ 円	⑧ 円

2　医療費（上記1以外）の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
太郎	■■病院	☑診療・治療 □介護保険サービス	9,400 円	円

2　医療費（上記１以外）の明細 欄の書き方

	(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
①	国税 太郎	■■病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400円
②	同上	▲▲薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	700円
③	国税 花子	○○診療所	☑診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで！
「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp

この文書に関するお問い合わせ先は、桜井税務署になります　電話　0744-42-3501（代表）

税務署

セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

平成　　年分　医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏 名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

（①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称）

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	㋐ 円	㋑ 円

2 医療費（上記1以外）の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費	円	円
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険ｻｰﾋﾞｽ □医薬品購入 □その他の医療費		
2 の 合 計			㋒	㋓

医 療 費 の 合 計	A	(㋐+㋒) 円	B	(㋑+㋓) 円

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円	A
保険金などで補填される金額		B
差引金額（A－B）	(赤字のときは0円)	C
所得金額の合計額		D
D ×0.05	(赤字のときは0円)	E
E と10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額（C－F）	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

A、B → 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」の医療費控除欄に転記します。

C、D → 申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
（注） 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4繰越損失を差し引く計算」欄の㉓の金額を転記します。

G → 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。